

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備等

### 一 貿易保険法施行令の一部改正

1 株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が、経済産業大臣の認可を受けずに、社債券を失った者に代わり社債券を交付する場合の発行手続を定めること。

2 政府が保証契約をした社債券又は利札を失った者に代わり社債券等を交付する場合の発行手続を定めること。

3 各事業年度終了の時に、会社が、外国政府等を債務者とする金銭債権のうち当該外国政府等の長期にわたる債務の履行遅滞により弁済を受けることが著しく困難なものとして財務省令で定める金銭債権を有する場合における法人税法第五十二条の規定の適用等について定めること。

（第一条関係）

### 二 特別会計に関する法律施行令の一部改正

貿易再保険特別会計に係る規定を削除すること。  
(第二条関係)

三 貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一条の国を定める政令を廃止すること。  
(第三条関係)

四 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、その他関係政令において、会社を追加する等の所要の規定の整備等を行うこと。  
(第四条から第十八条まで関係)

## 第二 経過措置

一 会社の設立に際し、会社に対して出資するものとされている貿易再保険特別会計に所属する財産のうち、会社に出資しない財産として、経済産業省貿易保険課が現に使用している物品等を定めること。  
(第十九条関係)

二 政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務について、会社が承継する時期を定めること。  
(第二十条関係)

三 政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務のうち、会社が国から承継しない権利及び義務の範囲を定めること。  
(第二十一条関係)

四 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が解散したときは、経済産業大臣は、その解散の登記を登記所に囑託しなければならないこと等を定めること。  
（第二十二條關係）

五 会社が国及び日本貿易保険から承継する資産及び負債の価額を評価する評価委員に関し、評価委員の任命及び決議の方法等の必要な事項を定めること。  
（第二十三條關係）

六 政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務のうち、会社が国から承継しない権利及び義務については、改正法の施行の時において一般会計に帰属するものとすること。  
（第二十五條關係）

七 役員等の選任及び解任等の決議の認可に関して、設立委員は、改正法の施行の日の前においても、認可の申請をすることができると等を定めること。  
（第二十六條關係）

### 第三 附則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第二十三條及び第二十六條の規定は、公布の日から施行すること。